

院内掲示

- 管理者 院長 坂本達哉
- 当 院 中国四国厚生局長が指定した保険医療機関です。
- 診療科目 内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、小児科
- 診療時間 月曜日～金曜日 9：00～12：00
- 休診日 土曜日・日曜日・祝祭日・盆休み・年末年始

■ 入院時食事療養費および入院時生活療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅱ）および入院時生活療養（Ⅱ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を（夕食については午後 5 時以降）提供しています。

- 入院時食事療養費標準負担額： 1 食 470 円（一般）
- 入院時生活療養費標準負担額： 1 食 370 円（一般）

■ 保険外負担に関する事項

・当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切しておりません。

■ 「診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

〔中国四国厚生局長への届出事項〕

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- 療養病棟入院基本料 1
- 療養病棟療養環境加算 1
- 入院時食事療養Ⅱ ・ 入院時生活療養Ⅱ
- CT 撮影（64 列以上）及び MRI 撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- 人工腎臓導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 20
- 医療機器安全管理料 1

〔入院基本料に関する事項〕

- 北病棟では、入院患者数44人の医療療養病棟で入院基本料2を算定しています。

1日に看護要員が7人以上勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・8:15～17:00 看護職員1人に対して、受け持ち数は9人以内
看護補助者1人に対して、受け持ち数は9人以内
- ・17:00～8:15 看護職員1人に対して、受け持ち数は22人以内

- 南病棟では、入院患者数56人の医療療養病棟で入院基本料2を算定しています。

1日に看護要員9人以上勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・8:15～17:00 看護職員1人に対して、受け持ち数は8人以内
看護補助者1人に対して、受け持ち数は8人以内
- ・17:00～8:15 看護職員1人に対して、受け持ち数は28人以内

医療法人松栄会 坂本病院